

小国町告示第69号

令和8年度小国町地域農業構造転換支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年6月15日

小国町長 仁 科 洋



令和8年度 小国町地域農業構造転換支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、地域農業構造転換支援対策実施要綱（令和8年1月23日付け7経営第2081号農林水産事務次官依命通知。最終改正令和8年4月7日付け8経営第14号。以下「国実施要綱」という。）及び令和8年度山形県地域農業構造転換支援事業費補助金交付要綱（令和8年4月1日付け農経第57号）に基づき、地域の中核となって農地を引き受ける担い手（国実施要綱別記1第1の4の（1）に規定されている助成対象者。以下「補助事業者」という）の経営改善に必要となる農業用機械・施設（以下「機械等」という。）の導入等に要する経費に対して、小国町補助金等の適正化に関する規則（平成2年小国町規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、補助金を交付する。

(補助対象経費及び補助金の率)

第2条 前条に規定する補助対象経費及びこれに対する補助率は、別表に定めるとおりとする。ただし、補助率を乗じた後の額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

(交付申請)

第3条 当該事業費補助金による助成を受けようとする補助事業者は、令和8年度小国町地域農業構造転換支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次の添付書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
- (2) その他町長が必要と認める書類

2 補助事業者は、第1項の規定による交付申請書を提出するにあたって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金にかかる仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この

限りでない。

(補助金の交付の条件)

第4条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、次に掲げる重要な変更以外の変更とする。

(1) 事業の廃止又は中止

(2) 事業費の増額又は30%を超える減額

2 規則第7条第1項第1号の規定により町長の承認を受けようとするときは、補助金変更承認申請書(様式第2号)を提出しなければならない。

3 規則第7条第1項第2号の規定により町長の指示を受けようとするときは、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を町長に提出しなければならない。

(状況報告)

第5条 補助事業者は、町長から規則第12条第1項の規定による事業の実施状況について報告を求められたときは、規則第12条第2項に規定する補助事業等状況報告書に、遂行報告書(様式第3号)を添付して提出するものとする。

(概算払)

第6条 町長は、事業の遂行において特に必要と認めるときは、補助金の交付決定の後に概算払をすることができる。

(事業の着工)

第7条 事業の着工(機械の発注を含む。)は、原則として規則第6条の交付の決定に基づき行うものとする。

2 補助事業者は、事業に着工したときは、速やかにその旨を着工届(様式第5号)により、町長に届け出るものとする。

3 補助事業者が交付の決定前に着工する場合にあっては、その理由を明記した交付決定前着工届(様式第4号)を町長に提出するものとする。この場合において補助事業者は、交付の決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを明らかにした上で行うものとする。

(竣工)

第8条 補助事業者は、事業が竣工した場合には、速やかにその旨を竣工届(様式第6号)により、町長に届け出るものとする。

(実績報告)

第9条 規則第14条に規定する実績報告書(様式第7号)の提出期限は、補助事業完了の日から起算して15日を経過する日又は令和9年3月10日のいずれか早い日とし、添付すべ

き書類は次のとおりとする。

(1) 事業実績書（別記様式第1号）

(2) 財産管理台帳（様式第8号）の写し

2 第3条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該助成金にかかる仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した助成対象者については、その金額が減じた額を上回る額の部分の金額）について、速やかに町長に報告するとともに、町長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（帳簿及び書類の備付け）

第10条 補助事業者は、規則第21条に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかななければならない。

（財産の管理）

第11条 規則第22条第2号に規定する町長が指定する財産は、1件の取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

（書類の提出）

第12条 この補助金に関して町長に提出する書類は、小国町農林振興課に提出するものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別で定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象経費	補助率	重 要 な 変 更	
		経費の変更	事業の内容変更
地域の中核となって農地を引き受ける担い手が経営改善を図るために行う地域農業構造転換支援事業（国実施要綱 第2 1）のうち、次に掲げる取組に係る経費 1 農産物の生産、加工、流通その他農業経営の開始若しくは改善に必要な農業用機械・施設の改良又は取得 2 農地等の改良又は造成 なお、この事業においては、整理合理化通知の基準を適用しないものとする。	3/10 以内	経費の欄に掲げる経費の増額又は30%を超える減額	事業の廃止又は中止

様式第1号（第3条関係）

令和 年 月 日

小 国 町 長 殿

住 所
団 体 名
代表者名

令和8年度 小国町地域農業構造転換支援事業費補助金 交付申請書

小国町地域農業構造転換支援事業費補助金について令和8年度小国町地域農業構造
転換支援事業費補助金交付要綱第3条に基づき補助金 円を交付され
るよう、小国町補助金等の適正化に関する規則第5条の規定により関係書類を添
付して申請します。

記

1 事業計画書（別記様式第1号）

様式第2号（第4条関係）

令和 年 月 日

小 国 町 長 殿

住 所
団 体 名
代表者名

令和8年度 小国町地域農業構造転換支援事業費補助金 変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け農林発第 号で交付決定通知があった令和8年度
小国町地域農業構造転換支援事業費補助金について、令和8年度 小国町地域農業構造
転換支援事業費補助金交付要綱第4条第2項の規定に基づき下記のとおり計画を
[変更・廃止]し[、金 円の追加交付（減額承認）を受け]たい
ので、承認されたく申請します。

なお、その他については、申請書記載のとおりとする。

記

1 変更（廃止・中止）の理由

2 変更計画の内容

（以下別記様式第1号の記に準じて作成すること。）

（注） 変更事項についてのみ作成し、変更に係る部分について変更前を括弧書で上
段に記載すること。

ただし、総括表（各様式に規定されている場合に限る。）、経費の配分及び
収支予算については、変更がないものについても記載するものとする。

様式第3号（第5条関係）

令和 年 月 日

小 国 町 長 殿

住 所
団 体 名
代表者名

遂行状況報告書

1 事業遂行状況（第 〇 四半期末現在）

区分	総事業費 A	出来高事業費 B	進捗度 B/A	残高事業費	摘 要
	円	円	%	円	
合 計					

2 事業開始年月日 令和 年 月 日

3 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

（注）1 「区分」の欄には、別記様式第1号の「3経費の配分」の表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。

2 「出来高事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した金額を記載すること。

様式第4号（第7条関係）

令和 年 月 日

小 国 町 長 殿

住 所
団 体 名
代表者名

令和8年度 小国町地域農業構造転換支援事業費補助金に係る
交付決定前着工届の提出について

令和8年度 小国町地域農業構造転換支援事業費補助金交付要綱第7条に基づく下記
整備について、下記条件を了承の上、交付金交付決定前に着工したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を
生じた場合これらの損失は、補助事業者が負担すること。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合にお
いても、異議ないこと。
- 3 当該事業については、着工から交付金交付決定を受けるまでの期間内においては、
計画変更は行わないこと。

整備内容	事業費	着工予定日	竣工予定日	交付決定前着工理由

様式第 5 号（第 7 条関係）

令和 年 月 日

小 国 町 長 様

住 所
団 体 名
代表者名

令和 8 年度 小国町地域農業構造転換支援事業に係る着工届の提出について

令和 8 年度 小国町地域農業構造転換支援事業計画に基づく事業について、下記のとおり着工しましたので届け出ます。

記

整備内容（機械・施設名等）	
事業費（円）	
施工箇所・設置場所	
契約年月日	
完了予定年月日	

注：工程表等を添付すること。

様式第6号（第8条関係）

令和 年 月 日

小 国 町 長 様

住 所
団 体 名
代表者名

令和8年度 小国町地域農業構造転換支援事業に係る
竣工（納入）届の提出について

令和8年度小国町地域農業構造転換支援事業計画に基づく事業について、下記のとおり機械・施設等の整備が完了しましたので届け出ます。

記

整備内容（機械・施設等名）	
事業費（円）	
施工箇所・設置場所	
着工（契約）年月日	
完了年月日	
関係法令検査年月日	
法	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
竣工検査年月日（または予定日）	
引き渡し年月日（または予定日）	
請負等業者	
工事監理者	

注1：「関係法令検査年月日」欄から「工事管理者」欄までは施設等工事を伴う場合のみ記入すること

注2：必要に応じ、請負人等からの完了届の写しを添付すること。

様式第7号（第9条関係）

令和 年 月 日

小 国 町 長 殿

住 所
団体名
代表者名

令和8年度 小国町地域農業構造転換支援事業費補助金 実績報告書

令和 年 月 日付け農林発第 号で交付決定の通知があった
小国町地域農業構造転換支援事業費補助金について、小国町補助金等の適
正化に関する規則第14条の規定により関係書類を添付して報告します。

記

- 1 事業実績書（別記様式第1号）
- 2 財産管理台帳（様式第8号）

財産管理台帳

助成対象者名 _____

事業実施年度	令和	年度	事業名	経費の区分						処分制限期間			処分の状況		適用
事業の内容			事業期間		負担区分				耐用年数		承認年月日	処分の内容			
施設・機械名	型式	設置場所	着工年月日	完了年月日	事業費	補助金	融資額	その他	耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容	適用		

- (注) 1 処分制限年月日欄は、処分制限の終期を記入すること。
2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付、担保提供別に記入すること。
3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権等の設定権者の名称又は助成金返還額を記入すること。
4 この様式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の様式をもって財産管理台帳に代えることができる。
5 本台帳は、処分制限期間（処分した施設・機械については承認年月日）を経過するまでは保存管理すること。

別記様式第1号 事業計画（実績）書

1 事業計画（実績）及び経費の配分

（単位：円）

整備内容	事業費 （実績）	負担区分				着工予定年月日 （着工年月日）	完了予定年月日 （完了年月日）	備考
		補助金	融資	自己 資金	その他			
合計								

2 収支計画（精算）書

収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 補 助 金	円	円	円	円	
2 そ の 他					
合 計					

支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 事 業 費				円	
合 計					